

ご 案 内

送信日:令和 6年 5月 14日

送付枚数: 2枚(本状含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

TEL:

E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

至急! ご確認ください 折り返しご連絡ください

令和5年度補正「SS等の地域配送拠点における災害対応能力
強化事業」におけるローリー中古車に係る取扱いについて

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

全国石油協会よりみだしの補助申請に係る取扱の変更について通知がありました
のでご案内します。

2024. 5. 14

都道府県石油組合
補助事業担当者 各位

一般社団法人全国石油協会
環境・経営支援部

5年度補正「SS等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業」
におけるローリー中古車に係る取扱いについて

今般、過去に協会の補助金を利用して取得したローリーが処分制限期間を経過したので、他のSS事業者はそのローリーを売却することとし、SS事業者がそのローリーを標記事業の補助金申請ができるかとの相談がありました。

この件は、処分制限期間が終了しており、補助金適正化法上、売却含め処分することは制限されませんが、このような売却によるとグループ企業内での転売、補助金申請も可能であり、補助金交付の目的でもあります災害対応能力強化には繋がらず、道義的にこのような取引は認めがたいものであります。

そこで、本会はエネ庁と協議をした上で、申請手引きにローリー中古車に関する以下の記述を追加することといたしました（別紙参照）。

- ・過去に補助金を受けたグループ企業から当該ローリーを直接購入する場合は申請不可
- ・過去に補助金を受けたグループ企業以外から当該ローリーを直接購入する場合は、当初の補助金額等を踏まえた調整（補助対象経費から補助金額を引いた額（自己負担額）を超える売却は不可とする等）を行う。事前に協会への相談が必要。

本日、HP上の申請手引きを更新いたしますので、ご確認お願いいたします。

今後のローリー補助に係る手引きにも同様の記述を行うことで、このような売却への抑止となることを考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、この取扱いは、個別に相談のあった案件に対応するもので、組合において提出済み又はこれから提出する申請案件が上記のような売却に該当するかの確認をお願いするものではありません。